

近世の熊野参詣と西国巡礼

笠 原 正 夫

はじめに

熊野参詣は、鎌倉期以降地方在住の武士や一般庶民も加わった。そのため、15世紀には「蟻の熊野詣」といわれるほどの盛況をみせるようになったことが、多く先学の研究によっても明らかである¹⁾。こうした広範な庶民たちに支えられた熊野信仰は、17世紀以後の近世社会において、どのように引き継がれていくのであろうか、検討が必要になってくる。

先駆的研究といえる新城常三氏の『社寺参詣の社会経済史的研究』²⁾は、わが国の古代より近世末までの社寺参詣の変遷と推移を総合的に解明された大著である。また熊野那智大社が刊行した『熊野那智大社文書』全5巻³⁾も、熊野研究の進展に寄与した点は大きい。さらに最近の熊野本願文書研究会編『熊野本願所史料』⁴⁾の刊行は、熊野三山の本願の全容の解明を目指した意欲的な研究で、示唆する点が大きい。こうした諸研究の高まりの中で、本県の自治体史の編纂においても、従来の平安期の皇族、貴族などの貴紳による熊野信仰のみでなく、民衆とのかかわりに重点を置く記述が出されるようになった⁵⁾。

「紀伊山地の霊場と参詣道」としての世界文化遺産登録が実現したことにより、今後さらなる熊野研究の深まりがなされると思うが、さしあたり本稿では、近世側からの視点に立って、熊野信仰がどう推移していくのかを検討しようと思う。

1 師檀制度の変化

熊野参詣道は、紀伊路と伊勢路が古くから知られている。平安期に始まる熊野三山の参詣者が繁く往来した道である。しかし、白河上皇が第1回目の熊野参詣を行なった寛治4年（1090）以後は、和泉から雄ノ山峠を越えて紀伊に入り、南下して田辺から山間の道（中辺路）を本宮へ向う紀伊路が定着した⁶⁾。本宮からは、熊野川を舟で川下りして新宮に到着し、さらに那智とあわせて3社を詣で、大雲取越え、小雲取を越えて本宮へ戻り、往路の中辺路をまた戻って行った。

平安前期の熊野詣は、上皇、女院や貴族の間で流行したが、中世には貴紳に代わって地方武士や有力農民が参詣するようになった。那智山実報院の檀那売券を分析した小山靖憲氏は、15世紀が熊野参詣の最盛期であり、16世紀に入ると衰退しはじめたと説く⁷⁾。

しかし、熊野への道は遠く、けわしい山越えや河川渓谷など難所が多いので、旅は難行苦行の連続である。そのため「先達」と呼ばれる道中の状況や地理に明るく、また参詣に出発時や途中の寺院で行う宗教儀礼の執行もできる、専門の案内人に従って行くより他はなかった。先達は、主として地方在住の修験者がつとめた。熊野参詣の信者を「檀那」というが、先達はこうした檀那を案内して熊野へ導いた。檀那のもとへは、熊野参詣のできない人が代参を依頼に来た。熊野へ到着した檀那は「御師」のもとへ赴いて長旅をくつろいだ。御師は宿泊のほか、祈祷や山内の案内などの世話をした。檀那と御師の関係は、その都度変わるものではなく固定的であった⁸⁾。このように御師—先達—檀那と結びついた師檀関係が全国的に拡がって行くなかで、熊野参詣は盛況を迎えた。熊野本宮大社や熊野那智大社に多く残されている檀那願文には、先達名や檀那名も書かれており、師檀関係の内容や成立の状況などを知ることができる。御師にとって檀那は収益源であり、先達は、それを誘導してくる人物である。したがって先達・檀那は、御師にとって動産として扱われ、売買の対象になった。檀那願文⁹⁾が多く残っているのは、売買のときの証拠書類となったから大切に保管されたのである。

15世紀中ごろから16世紀にかけて、檀那の売買譲渡や檀那の取り引きが多くなっているが、困窮して没落する御師と檀那を集積して財力を伸ばしていく御師があらわれている。那智山の実報院や廊之坊などは集積する方の代表的な御師で、山内でもしだいに大きな発言力を持っていた。

檀那の売買が盛んになると師檀関係にも変化がおこった。しかし、檀那を購入した新しい御師は、檀那の参詣に関する宗教的諸事まですべてを移行させたのではなく、元の御師や別の御師が代行する場合もあった。したがって、何度も転売を繰り返えされた場合はたいへん複雑な状態になった。文明5年（1473）8月25日付で、本宮御大工左官九郎が相伝の檀那を那智実報院に永代売渡しており¹⁰⁾、文明13年（1481）4月2日に本宮竹内良賢も相伝の檀那を実報院に売り渡している¹¹⁾。檀那の売買は那智・本宮それぞれ一山内のみで行われていたのではなく、三山全体の中で行なわれたから、それぞれの利害は複雑な関係になった。

一方熊野山への供物や寄進などを扱う先達も、神仏への貢納という宗教的論理によってそれを運用し、増殖などの金融活動を行なった¹²⁾。こうした経済構造が、近世社会になって師檀関係の変質によって新たな問題を生み出していく。

2 大坂の陣と本宮社家の盛衰

慶長19年（1614）に発生した熊野・北山一揆はほどなく鎮圧されたが、その混乱をとおして

17世紀初頭の熊野地方の社会構造は大きな変革をもたらした¹³⁾。慶長6年（1601）の浅野氏による慶長検地と家改めにより、旧来の支配者であった土豪勢力が、地位を剥奪されたことへの不満や江戸城普請にともなう石船建造、四天王寺再興のための木材伐採などの相次ぐ夫役負担の増加が、山村の生活を破壊しかねない状況に追い込んでいたからである。一揆側に加わったのは、浅野長晟が支配する所領の入鹿のうち5か村、北山のうち21か村、尾呂志のうち6か村など32か村で、鎮圧後に処罰された人数は363人を数えた¹⁴⁾。

長晟の先代浅野左京太夫幸長は、田辺に浅野左衛門佐知近、新宮に浅野右近太夫忠吉を配して、不安定な熊野地方への睨みをきかせていたが、その右近太夫の所領のうちの18か村でも一揆に加わって、成敗された者もいた。

熊野地方の蜂起は、大坂の陣の緊迫した状況の中で、大坂方からの催促があり、それに熊野地方の土豪たちが呼応したのである。しかし、熊野地方のすべてが大坂方の誘いに応じたわけではなく、一揆に加わらなかった村も10か村あり、浅野右近太夫に組して一揆側と対峙した土豪たちもいた。慶長19年（1614）11月20日に浅野右近太夫が戸田六左衛門尉にあてた書状によると¹⁵⁾、「在々百姓共之人質六十人計取候て二之丸ニ被置候……」とあり、人質を取って土豪の反逆を封じる方法もとられていた。

このとき本宮惣社人も連判状を書き、「一和尚、請川一臘、坂本一臘、中座之一ろう人質出候……」と、浅野長晟に人質を出している¹⁶⁾。だが、檜杖村の与左衛門という者が、本宮川筋の一揆勢の案内者になっており、本宮にも一揆側に加わった者がいた。すなわち社家の梅之坊、赤坂大炊之助、池穴伊豆らが大坂方に味方をしている。

一方竹之坊兵作、坂本甚九郎、坂本八郎左衛門らは、浅野側に加わり討手として功をあげており、「惣社人中之さいはんハ祝着可被成候……御忠節之様子可申上候間、御ほうひとも被成候様申上候」と、浅野幸長の代官湯川五兵衛と長田五郎七から惣社中へ書状が出ている¹⁷⁾。このころ、本宮では竹之坊が急速に力を伸ばしていくが、それまで惣社人中へ預けていた竹之坊の跡職を改めて竹之坊に遣わされたことを、元和元年（1615）8月に浅野左衛門佐が、本宮社人惣中へ伝えている¹⁸⁾。また同年8月26日の浅野長晟の書状によると、「梅之坊大坂一起之刻籠城仕候、竹之坊者此方へ忠節仕候ニ付き、右之坊跡職を令改易、竹之坊ニ遣之候」とあり、大坂方に味方した梅之坊の跡職を改易して、竹之坊へ与えている¹⁹⁾。さらに翌元和2年12月、長田五郎七と湯川五兵衛は、木津呂角助、坂本甚九郎、二皆勝助に池穴伊豆親子らの跡職の「迫持」（名乗る）と、同2年分の田畠の年貢の「肝煎」（世話）をして納入するように命じている²⁰⁾。次いで元和4年（1618）4月の「坂本甚九郎社領之覚」には、竹之坊の「抱地」（保管地）になっていた梅之坊明所の内の米高6斗と大豆高9斗の納所を認め²¹⁾、同年12月7日の「可相渡社領之覚」には、湯川五兵衛、長田五郎七が、田畠高10石5斗は竹之坊の分、田畠高3石は一和尚子の分として坂本甚九郎と木津呂角内に、下付している。

さらに興味深いのは、元和5年5月12日に湯川五兵衛、長田五郎七から檀那裁許状を与えら

れていることである²²⁾。玉置（木津呂）角助には、池穴伊豆親子らが没収された檀那の内、奥州の内伊豆、奥州之内ひえぬき、奥州之内志州之郷、九州之内肥後之国の檀那の支配を認め、坂本甚九郎には、安芸之毛利殿永代、紀伊国之内南部ノ庄永代をそれぞれ与えている。そして、「右書付之通其方へ被遣候条、従先年如有来檀那衆相付、神物請取可被申候」とあり、玉置角助と坂本甚九郎は、以前から伝えられている檀那をそのまま相続して神物・供物を手に入れる権限を得た。つまり御師職を手に入れたわけである。坂本甚九郎は、同年7月12日付で、浅野左衛門佐から「従湯川五兵衛方書付渡置候伊豆父子跡之事、先年任軍忠御意以被仰付候、則末代不可有相違者也」との判物を与えられている²³⁾。浅野氏統治時代は熊野地方の統治もほぼ確立したが、熊野本宮大社を統轄している社人惣中へも浅野氏の支配が及んでいる。社家の跡職や御師職の決定などは、近世領主を無視してできなくなっていた。

3 社領の確定と諸式の変容

前述のごとく、かつて室町期に熊野参詣が盛況をきわめたのは、先達である山伏が仲介者となり、熊野の御師と信者（檀那）とを結びつけていたからである。しかし、中世末から近世初期になると、山伏たちの地方定住が起こり、先達は熊野から離れて行き、従来の師檀制度の結合が弱くなった。また、戦国大名など諸武将などとの関係も切れ、寄進物もほとんどなくなっている。当時熊野地方を領していた堀内氏は、関ヶ原の役に大坂方に組したこともある、熊野三山の神領地はもちろん御戸錢、檀那錢もすべて停止され、熊野三山は惨憺たる状況になった。このとき、三山総代として本宮竹之坊、新宮立花坊、那智実報院の3人が和歌山に行き、浅野幸長に窮状を嘆願し、慶長6年（1601）6月、熊野三山の神領1000石（実際950石）を安堵された²⁴⁾。このうち、新宮速玉社は350石で（221石4斗4升6合は新宮、128石5斗5升4合は相野、高岡、鮎田、鶴殿の4か村にあった²⁵⁾）、本宮社は300石の配当であった²⁶⁾。那智社は慶長6年12月6日付の浅野幸長の寄進状写によると、「為那智山領於室郡市野々、二河両村300石之所御戸錢檀那着之儀令寄進者也」とあり²⁷⁾、那智山麓の市野々、二河で300石の社領の配当をうけ、他に戸錢・檀那つきも認められた。また慶長7年8月12日付の「那智山御神領割符之事」²⁸⁾によると、社領300石の内訳について、10石淹本領、10石淹執行、13石講中衆、2石長巖衆、6石道場、2石奥之院、9石補陀洛寺と7口あわせて52石、残りの248石は、124石は実報院、124石は御山（社人中）と記されている。

那智山では、浅野幸長が入国して間もない慶長6年（1601）正月4日付で、実報院が那智代官へ報告した書上写である「熊野那智山御神領之事」²⁹⁾には、那智山の社領633石4斗7升3合とあり、実報院は、そのうちの500石を支配している。実報院の那智山内での占める位置の大きいことを示しているから、社領の激減ぶりが著しい。

慶長6年6月朔日に、実報院のうちの泰地織部が那智代官にあてて提出した「紀州無漏郡那

智山檀那所持分御指出之事³⁰⁾によると、1加藤名字一円、1甲州西郡先達大井王藏坊引一円、同饗場名字共ニ1大和国牛が峯一円、1備前的小嶋一円、1奥州宮城等16郷一円、1九州肥前在馬之郡一円、1紀州無漏郡相賀、高瀬、河内一円が記され、広く全国的に各所で檀那を保持していて、室町期以来の伝統を引く師檀制度の形態が、浅野統治下においてもなお存続している。また慶長12年（1607）9月7日付の那智尊勝院から美方院に出された「永売渡名字檀那之事」³¹⁾に、尾州中嶋郡のうちの「浅野」の名字と浅野在所12郷と地下一族を金2枚で売り渡したことが記されており、室町時代以来の書式を踏襲している。しかし、慶安3年（1650）12月13日付で実報院が天満村の大仙坊に出した「本錢返し申檀那之事」³²⁾のように、実報院が所持している九州9か国の檀那所を10年の年限を切り、銀5貫500匁で売り渡し、10年を過ぎれば永代知行を認めている。このような「本錢返し」の書式は、既に永享11年（1438）に見られるが³³⁾、近世に入って多く発せられている。かつての檀那売券に内在する師檀関係に比べて、御師と檀那の結び付きが希薄になっているだけに、檀那証文は、抵当物件化する要素は多分にあった。

延宝5年（1677）12月4日の那智山執行代の神光坊が御奉行所へ訴えた「先例之覚書」³⁴⁾によると、那智山の一山支配の重職である執行職には、古来から衆徒座の内から器量人を選び、聖護院御門跡から令旨をうけて、社僧の一臍に昇進したと記されている。また穀屋などは、入寺のときに執行や執行代に礼儀を勤め、年礼や八朔の礼を勤めた。そして、熊野比丘尼や山伏が運んできた願物で神社仏閣の破損を繕い、灯明を燃すのが役目であって、恒例の祭礼や仏閣の勤行を勤める役目ではなかった。ところが、その前日の12月3日に御奉行所へ提出した「訴状」によると³⁵⁾、穀屋は古来の法を守らず年礼や八朔の儀式を勤めないので、那智山執行代の神光坊が、古法を守り諸事を勤めるように寺社御奉行所へ訴えたのである。穀屋方のうち大禪院、瀧庵主を新宮へ呼び出して様子を聞き、天満組大庄屋代、補陀洛寺と先大庄屋速水津衛門も呼び寄せ、また、一山から尊勝院・宝如坊・実報院・西之坊・中之坊なども新宮へ出て、衆徒方、穀屋方の双方から古法を守ると記した証文を出させている³⁶⁾。

寛文9年（1669）6月5日に那智山惣代の宝如坊と衆徒中が、紀州藩へ提出した答書によると³⁷⁾、「唯今一座之衆徒之内、麓ニ罷在輕衆徒之内ニハ社人ニ望申者一両人有之候得とも、此者社人ニ罷成、祓、祝詞相勸可申為体之者ニ無之候」と、那智山外の軽輩の衆徒の中で社人の希望者が増えていた。しかし、「社人……數多増候得ハ衆徒之配分之高減申故、弥衰微可仕と迷惑ニ奉存候」と、社人の増加が衆徒の配分の減少となり、衰微する原因をつくると社人の増加の抑制策がとられている。このように近世の那智山は、全山が存続していくために山内の寺院構造に変化が見られるが、こうした状況は、那智山だけではなく、三山全体に起こっていたと考えられる。

4 西国三十三所巡礼

那智山青岸渡寺（尊勝院）を第1番札所とし、美濃谷汲山華厳寺を第33番札所とする西国三十三所巡礼のルートが確立してくるのは室町時代中頃といわれる³⁸⁾。「蟻の熊野詣」と称され、武士や百姓などの熊野参詣が盛況をきわめてくるのとかかわりを持ちながら西国三十三所札所をまわる巡礼者も増加した。

中世以来、熊野信仰の基盤は関東以北の東北日本であったが、近世においても東国農民による熊野参詣は減少しながらも続いていた。元禄期（1668～1703）前後から伊勢参宮の風潮が高まると、伊勢参宮に訪れた人の中には、熊野三山そのものよりも西国巡礼の出発点として熊野参詣に来るようになった³⁹⁾。東日本のみならず西日本でも伊勢参宮から西国巡礼というルートで熊野を訪れる人が出てきた。西国巡礼に関する出版物も出版されており、旅に出ることにより開放感を味わいながら、神社仏閣を詣でて自分を見つめ、生きている実感を強く持とうとする意識が、豪農、豪商および文人墨客など上流の庶民の間にも高まっていた。

こうして那智山青岸渡寺を第1番札所として、第2番紀三井寺、第3番粉河寺……というよう西国三十三所札所を結ぶ順路ができあがっていった。伊勢参詣から熊野へ来訪してくる人々の流れは、近世後期まで一貫して続いているが、文化4年（1807）10月の熊野本宮社中の「口上之覚」⁴⁰⁾に「当宮之儀者正月早々より勢州越年之関東順礼数多参詣も有之事ニ候得者……」とあり、伊勢参宮に来て年を越そうとする東国の巡礼者の中には、初詣に熊野三山を参詣する人々がいたことを伝えている。

那智山の青岸渡寺に詣でた人は当然隣接する熊野那智大社にも参拝する。彼らは、那智山に来るまで新宮を通過してくるとき、新宮速玉大社を参拝している。那智山より紀三井寺へ行くには、田辺まで海岸沿いの大辺路を通って行くか、古来の中辺路を通るかであるが、多くは熊野本宮大社を参拝して中辺路を通っている。西国巡礼に關係のない本宮・新宮を参詣したことから、熊野参詣と西国巡礼とは別々の宗教活動ではなく相互に関連性の強いものであったことが明らかである。

東国の民衆が伊勢参宮と熊野詣をいっしょに行なっているのと同じように、西日本の民衆も西国巡礼のみをするのではなく、伊勢参宮と同時に行なっている。西国巡礼は京・大坂・奈良の大都市を通っていくが、名所旧跡も多く、比較的の道路・宿所も快適で便利で、観光的な要素もあったから、西国巡礼には物見遊山的な風潮が免がれなかった。すでに、天文15年（1546）3月19日付で、南光房道範が尊勝院御房に出した「借用申料足之事」⁴¹⁾に、「将又、巡礼にても旦那にても参候ハ、今日より御嘆可有者也」とあり、那智山では熊野詣の人と西国巡礼者は区別して扱わなかつたようである。

近世後期の享和元年（1801）から文政10年（1827）まで27年間、毎年の熊野への来訪者の人数が記録されている。伊勢路から熊野へ入ってくる参詣者の大半は、海岸沿いに歩いて熊野川

左岸の成川の渡し場から渡し舟で新宮に入った。新宮本願が渡し舟を管理して渡し賃を徴収したから、毎年の熊野参詣者数はかなり正確に把握できた⁴²⁾（表①）。幕末になるとだんだん減少気味であるが、それでも1か月に1000人～2500人程度の参詣者が訪れている。

熊野には、これだけの参詣者を受け入れられる宿泊施設が整っていたが、多くは中世御師の系譜を引く連中であった。だが近世になると新しい宿所もできて対立も起こってくる。寛文11年（1671）3月5日、市野々村庄屋猪右衛門と覚園が那智山の月行事あてに提出した一札によると⁴³⁾、「宿坊へ御着不被成候道者衆ニハ、一夜之宿借不申様ニと代官・庄屋より度々御触被成候所ニ、今度大藏坊様道者衆ニ宿借申ニ付、為過料鳥目壹貫文被仰付候」とあり、参詣者を勝手に泊めた大藏坊は鳥目1貫文を仰せつけられている。また寛文13年7月6日付で那智組の庄屋が那智山御地頭中に提出した一札⁴⁴⁾にも新宮水野氏の御掻目などにより禁止されている道者への宿借しをして詫びを入れている。そして、「自今以後何時ニ而も道者ニ一切宿仕間敷候」と誓約している。このように、寛文期（1661～73）ごろから道者の宿泊について宿坊と麓の旅籠との対立が目立ってくる。

やがて元禄14年（1701）になって、那智山麓の村々で巡礼者を宿泊させていることについて、那智山惣社中が御奉行所に訴えている。それには、「市野々村百姓方並神領庄屋共加判之書付を以参詣之旅人殊之外難儀仕旨と様々之偽り、就中順礼之内月水之汚有之者茂乍存為致登山宿坊入仕候……言語同断」と述べ、二ノ瀬橋より下馬処までの間の全ての宿貸しの厳禁を訴えている⁴⁵⁾。巡礼者の宿泊所の増加は、厳格に守られてきた秩序を崩しただけでなく、宿坊の経済的基盤をゆるがすことになるからであった。

しかし、麓の村々で巡礼者の宿泊は減少しなかった。享保9年（1724）9月、新宮水野氏の奉行衆から那智組大庄屋植野太兵衛への達書⁴⁶⁾によると、「近年麓之在々ニ而参詣人之宿を借し宿坊着致候参詣人多ク罷成社職難相勤由、那智山社中願書差出し」とあり、参詣人も多くなり麓の宿所も増加していた。「旅籠屋軒に見せかけ夜具等出し置申間敷候、尤座敷仕切等之戸を

表①『熊野年代記』に記された巡礼者数

| 年次 | 西暦 | 来訪巡礼者数 |
|-----|--------|--------------|
| 享和1 | (1801) | 30000人 |
| 〃2 | (1802) | 26000〃 |
| 〃3 | (1803) | 28000〃 |
| 文化1 | (1804) | 23000〃 |
| 〃2 | (1805) | 20478〃 |
| 〃3 | (1806) | 20006〃 |
| 〃4 | (1807) | 18727〃 |
| 〃5 | (1808) | 11470〃 |
| 〃6 | (1809) | 14763〃 |
| 〃7 | (1810) | 15800〃 |
| 〃8 | (1811) | 14075〃 |
| 〃9 | (1812) | 15025〃 |
| 〃10 | (1813) | 14689〃 |
| 文政1 | (1818) | 15225〃 |
| 〃2 | (1819) | 18632〃 |
| 〃3 | (1820) | 14699〃 |
| 〃4 | (1821) | 13237〃 |
| 〃5 | (1822) | 13352〃 |
| 〃6 | (1823) | 14030〃 |
| 〃7 | (1824) | 12950〃 |
| 〃8 | (1825) | 11740〃 |
| 〃9 | (1826) | 25000～26000〃 |
| 〃10 | (1827) | 14689〃 |

も引立置借し座敷と見へさる様に可仕候」と、旅籠のような構えを見せないような触が出されている。しかし、「若病人等有之、日之内宿借り申度と申参詣人有之候ハ、其村又者近所の社家江案内いたし遣、参詣人難儀無之様早速社家江相渡可申候」と、中には病に苦しむ参詣者もいるわけで、すぐ社家へ連絡するように指示をし、「夜中病人出来候ハ、医者をも附ケ隋分介抱いたし候而、翌日者宿坊江相渡可申候、若夜中ニも相乗候ハ、宿を借し候上者前々之通念入其村ニ而取置いたし、尤國所江茂附届ケ可致事」と、病人、死者が出たときの対応もできるようになっていた⁴⁷⁾。

『田辺町大帳』の正徳6年（1716）6月の条に、「六月廿八日順礼大通ニ候間、火用心其外諸事高直ニ無之様之事、六月廿四日晚 同廿九日晚迄順礼田辺泊り之分四千七百七拾六人」と記されている⁴⁸⁾。真夏の6日間に巡礼者が4776人も田辺に宿泊している。熊野参詣を終えてきた西国巡礼者たちは、次に第2番札所の紀三井寺を目指していた。田辺は南紀第1の都邑であり、熊野のけわしい峠道をいくつも越え、急流が岩をかむ渓谷を渡りながら、途中の不自由な山村の旅籠で泊ってきた巡礼者たちにとって、田辺の宿所は便利で行き届いており、慰楽施設もあって旅の疲れを癒すことができた。そうした関東・東北方面から来た人々は、言葉や服装に特徴があるので、紀南の人々は「関東ベエ」と呼んでいた⁴⁹⁾。田辺の町中、北新町に今も「左りくま之道」「右きみる寺」と刻まれた大きな道標が建っている。かつては熊野街道の海岸をきた大辺路と山間部を通ってくる中辺路との分岐点で、ここから熊野街道を北上して紀三井寺へ向った。

寛政3年（1891）7月、田辺へ来た周防国佐波郡の巡礼者一行13人のうち、利平次が病気のため逗留して養生している。宿の善兵衛が7月26日付で下長町年寄次郎右衛門へ「口上」を提出した⁵⁰⁾。利平次の病は癒え、29日に一行は出発していった。田辺は巡礼者にとって安心できる宿場であった。

5 「諸国檀那分ケ帳」と那智信仰

天保5年（1834）に書写された『諸国檀那分ケ帳』⁵¹⁾には、諸国から那智山に参詣する人々を分宿させる36坊（実際は22坊）が記されている（表②）。近世の那智信仰の全国的な広がりと那智山の宿坊の関係を知ることのできる貴重な史料といえる。

その「前書」は、天明5年（1785）4月にまとめられており、執行実報院法印道寿以下山内の主たる役僧18人が連署しており、収入源である36坊の宿所を確立して各坊の経済的自立をはかることが主眼であった。それには、中世より続いてきた「先達引き」が衰退したため、「国所分ち」（国別に宿所を決める）の形態を生み出した。したがって、檀那所売券においても、僅かな持ち分しかない檀那所であっても、「何国何郡檀那一円」というように記したり、他の檀那所も「書き立」（目録書）にしたりして、「掠め売」などもしばしば行われ混乱が生じた。

表② 「諸国檀那分ケ帳」の宿坊の状況

| | 宿 所 | 畿内 | 東海道 | 東山道 | 陸奥 | 北陸道 | 山陰道 | 山陽道 | 南海道 | 西海道 |
|----|--------|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 滝庵主 | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| 2 | 明楽坊 | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ |
| 3 | 尊鹿院 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| 4 | 宝如坊 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | |
| 5 | 竜寿院 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 6 | 実仙坊 | ○ | | | | | | | ○ | |
| 7 | 宝春坊 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 8 | 実報(方)院 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 9 | 那智阿弥 | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 10 | 神光坊 | | ○ | | ○ | ○ | | | | |
| 11 | 大禪院 | | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| 12 | 御前庵主 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| 13 | 理性院 | | ○ | | | | | | | |
| 14 | 仙竜院 | | ○ | | | | | | | |
| 15 | 橋爪坊 | | | ○ | ○ | | | | | |
| 16 | 春光坊 | | | | | ○ | | | | |
| 17 | 補陀洛寺 | | | | | ○ | | | ○ | |
| 18 | 淨巖坊 | | | | | | ○ | | | |
| 19 | 大蔵坊 | | | | | | | | ○ | |
| 20 | 真覚坊 | | | | | | | | ○ | |
| 21 | 仙滝院 | | | | | | | | ○ | |
| 22 | 宝泉坊 | | | | | | | | ○ | |
| | | 8 | 13 | 4 | 7 | 7 | 8 | 4 | 15 | 2 |

『那智勝浦町史』上巻より作成

「旁々以て檀那所混雜致し彼是争論に及び候」と、各坊同志で檀那所をめぐる争いが激しく起こった。そのため、檀那所の改めもできない状況であったという。このまま放置しておけば、檀那の取り扱いがさらに支障が出てくるので、社中が評議をして、「社法格式書のとおり、諸大名諸士は本名・字・氏・系図に基づいて檀那とし、町人・百姓は生まれた縁の在所について檀那とする。」と決めている。また、相対などによって勝手に檀那に着けたり、社法に障りがある場合は、これを糾し、入り組んだ所は、檀那もつれが起こらないように相談のうえ「替え引き」にした。比較的檀那数の多い、紀伊・伊勢両国・武藏・下総・葛飾郡など以外は、「国分け」「郡分け」にして、「諸国檀那分ケ帳」を作成するようにした。また、一山社中の外へ檀那所を売り渡すことや質物に入れることも堅く禁止している。

各坊（院）の分宿の状況を表②によつてみると、畿内5か国と禁裏御所、公家門跡、聖護院門主門下などは8か坊、東海道15か国は13か坊、東山道8か国は4か坊、陸奥国は7か坊、北

陸道 7 か国は 7 か坊、山陰道 8 か国は 8 か坊、山陽道 8 か国は 4 か坊、南海道 6 か国は 15 か坊、西海道 11 か国は 2 か坊に定めていて、那智山ではほぼ日本全国の参詣者を把握していた。そのうち、実報院は西海道以外のすべての地方の参詣者を宿泊させていた。

まとめ

15世紀が熊野参詣の最盛期で、16世紀になると、熊野から伊勢に信仰の中心が移り熊野参詣は衰退した⁵²⁾。それは、戦乱期に入り旅の安全が保障されにくくなつたことにもよるが、中世末～近世初頭に地方山伏ら先達が熊野詣から離脱したことが大きな原因であろう。やがて、17世紀後半に熊野詣が息を吹き返えすが、西国巡礼者の増加と関連しているのは周知のことである。大量に伊勢参宮に訪ずれた人々の流れが熊野へも足を延ばし、西国巡礼第1番札所の那智山青岸渡寺からスタートしていく。やはり、近世の熊野詣も東国の民衆が多いが、畿内からも訪れる人が増えてくる。彼らは西国巡礼を目指しているが、そのほとんどが札所でもない熊野三山を参詣した。

近世の熊野詣は、伊勢参宮の延長で、伊勢参詣に訪ずれたうちの一部の人たちであるから、伊勢参宮にくらべてかなり少ないので当然であるが、「蟻の熊野詣」といわれた15世紀を下まわっているとは考えにくい。中世の参詣は武士や有力農民などに限定されており、圧倒的に人数の多い中小農民が参詣する近世にくらべれば格段に少ないと思われる。中世ではほとんど参詣できなかつた農民でも、途中の交通事情や道中の宿泊施設の向上と治安の維持も関係して参詣が可能になっている。「ただ一般の社寺参詣が中世から近世に入り、夫々十数倍ないし数十倍にも上昇躍進する中にあって、熊野詣がせいぜい 2・3 倍の微増に止る場合、一般には衰退・不振と印象づけられるであろう。」⁵³⁾とする考え方には注目したい。

これらの熊野参詔者の宿泊所は、中世の御師の系譜を引く院・坊が引き受けていたが、熊野一揆など近世初頭の熊野地方の動乱にかかわって御師の権限をはく奪された者もいた。また那智山の麓では、参詔者を相手の店もでき、その中には、宿泊をさせる家もいて、那智山内の宿坊との対立も頻繁と起こっている。そして、その対立を解決できずに奉行所から触書が出たりしている。近世の宿泊所は、中世の御師のように宗教行事の必要がなくなつておらず、宿所の提供でよかったのである。

西国巡礼には物見遊山的な要素があったかも知れないが、大雲取越え、小雲取越え、三越峠越えなど地形の状況からみて、熊野の陸路は中世の道路とほとんど変わらないくらいのけわしさであった。通り抜けて行くのは、かなりの健脚を要し、とても物見遊山どころではなかつた。途中で病にかかる人も多かつた。

注

- 1) たとえば、新城常三著『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』(搞書房、昭和57年刊)の第三章・第一節熊野詣、小山靖憲著『中世寺社と荘園制』(搞書房、1998年刊)の第三部・第九章熊野詣古記録と参詣道の復元)など
- 2) 前掲1)および、新城常三「近世の熊野詣」(『日本常民文化紀要』第六輯、昭和55年刊)
- 3) 熊野那智大社『熊野那智大社文書』全五巻(熊野那智大社、昭和46年~同52年刊)
- 4) 熊野本願文書研究会編『熊野本願所史料』(清文堂、2003年刊)
- 5) 本宮町史編さん委員会編『本宮町史』通史編(本宮町、平成16年刊)
- 6) 前掲『中世寺社と荘園制』209~217ページ
- 7) 前掲『中世寺社と荘園制』247ページ
なお小山氏は、『吉野・高野・熊野をゆく』(朝日新聞社2004年刊)で「蟻の熊野詣」の初出は、永享11年(1439)ごろ成立した「杜詩統翠抄」卷15とする。
- 8) 前掲『本宮町史』通史編、191ページ
- 9) 前掲『本宮町史』通史編、212ページ
- 10) 本宮町史編さん委員会編『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、939ページ
- 11) 前掲『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、943~944ページ
- 12) 前掲『本宮町史』通史編、201~202ページ
- 13) 前掲『本宮町史』通史編、289~331ページ
- 14) 拙著『紀州藩の政治と社会』(清文堂、2002年刊)所収「第一章・第一節徳川頼宣の入国と伊勢・熊野地方の支配」
- 15) 前掲『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、1037ページ
- 16) 前掲『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、1044ページ
- 17) 仁井田好古編『紀伊続風土記』(三)復刻版(歴史図書社、昭和45年刊)204~205ページ
- 18) 前掲『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、1045ページ
- 19) 前掲『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、1045ページ
- 20) 前掲『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、1047ページ
- 21) 前掲『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、1049ページ
- 22) 前掲『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、1049ページ
- 23) 前掲『本宮町史』文化財編・古代中世史料編、1050ページ
- 24) 東牟婁郡役所編『紀伊東牟婁郡誌』上巻復刻版(名著出版、昭和45年刊)407ページ
- 25) 『新宮市誌』(新宮市、昭和12年刊)276~277ページ「和歌山殿様御附被遊候社領高割覧」
- 26) 前掲『本宮町史』近世史料編、424ページ
- 27) 『熊野那智大社文書』第五巻、18ページ
- 28) 『熊野那智大社文書』第三巻、115~116ページ
- 29) 前掲『熊野那智大社文書』第三巻、112~113ページ
- 30) 前掲『熊野那智大社文書』第三巻、113~114ページ
- 31) 前掲『熊野那智大社文書』第三巻、119~120ページ
- 32) 前掲『熊野那智大社文書』第三巻、131~132ページ
- 33) 『熊野那智大社文書』第四巻、166ページ
- 34) 前掲『熊野那智大社文書』第四巻、24~26ページ
- 35) 前掲『熊野那智大社文書』第四巻、23~24ページ
- 36) 前掲『熊野那智大社文書』第四巻、29ページ

- 37) 前掲『熊野那智大社文書』第四巻, 16~18ページ
- 38) 前田卓著『巡礼の社会学』(ミネルヴァ書房, 昭和46年刊) 26~27ページ
- 39) 前掲『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』所収「第七章・第一節中世参詣の衰頽—熊野詣」
- 40) 熊野本宮大社所蔵文書「第四御宮・中四宮・下四宮・上神楽所・巽御門御再建筋控本宮社中」
- 41) 前掲『熊野那智大社文書』第三巻, 238ページ
- 42) 熊野三山協議会・みくまの総合資料館研究委員会編『熊野年代記』(同協議会・同委員会, 平成元年刊) 319~328ページ
- 43) 前掲『熊野那智大社文書』第五巻, 19~20ページ
- 44) 前掲『熊野那智大社文書』第五巻, 22~23ページ
- 45) 前掲『熊野本願寺史料』787ページ
- 46) 前掲『熊野那智大社文書』第五巻, 23~24ページ
- 47) 田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳』第一巻(清文堂) 59ページ
- 48) 田辺市教育委員会編『田辺町大帳』第一巻(清文堂出版, 昭和62年刊) 237ページ
なお、新城常三「近世の熊野詣」(『日本常民文化紀要』第六輯, 昭和55年刊)に引用
- 49) 杉中浩一郎著『熊野の民俗と歴史』(清文堂1998年刊)所収「IV-3紀州田辺での関東ベエ」
- 50) 前掲『紀州田辺町大帳』第一巻, 59ページ
- 51) 那智勝浦町史編さん委員会編『那智勝浦町史』上巻(那智勝浦町, 昭和55年刊) 445~462ページ
- 52) 前掲『中世寺社と莊園制』, 247ページ
- 53) 新城常三著「近世の熊野詣」(『日本常民文化紀要』第六輯, 昭和55年刊)

(Japanese Early Modern History, 日本近世史)